

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	株式会社ホクリヨウ
【英訳名】	Hokuryo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米山 大介
【本店の所在の場所】	札幌市白石区中央二条三丁目6番15号
【電話番号】	011-812-1131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 松岡 昌哉
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区中央二条三丁目6番15号
【電話番号】	011-812-1131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 松岡 昌哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月26日開催の当社第77期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会および取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会および取締役会の招集権者及び議長を取締役会が定めた取締役においても務めることが出来るよう、第12条（招集権者および議長）及び、第22条（取締役会の招集権者および議長）について変更を行うものであります。法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第32条（監査役の選任）について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第33条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、米山大介、松岡昌哉、福島尚樹、山角征司、勝部慎一、日浅尚子、土屋俊亮の各氏を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、鈴木建氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	64,788	381	0	(注)1	可決 98.48
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
米山 大介	63,935	1,232	1		可決 97.18
松岡 昌哉	64,718	449	1		可決 98.37
福島 尚樹	64,739	428	1		可決 98.40
山角 征司	64,731	436	1		可決 98.39
勝部 慎一	64,711	456	1		可決 98.36
日浅 尚子	64,619	548	1		可決 98.22
土屋 俊亮	64,628	540	0		可決 98.23
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	64,707	462	0	(注)2	可決 98.35

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上